

① 支払督促↓書面による支払請求です。貸金、売買代金、家賃、修理代金等の金銭請求で、相手方は支払義務を認めてはいるが、実際には支払ってくれないという場合に利用します。申立人は裁判所に出頭する必要も証拠提出もいらず、書類審査のみで手続きが進行します。裁判所は申立から一週間以内に書類を相手方に送達し、書類受領後2週間以内に相手方から異議申立てがなければ、申立人は強制執行ができる権利を取得します。しかし、逆に2週間以内なら相手方は自由に異議申立でき、この場合は相手方住所地の裁判所へ訴訟手続が移り、出頭しなくてはいいなくなります。

② 少額訴訟↓賃貸マンショ

ンの賃料請求や明け渡し時の敷金返還請求、交通事故（物損）による損害賠償請求等、60万円以下の金銭請求で、比較的単純な事案で支払金額に多少の争いがある場合に利用します。原則1回の審理で判決または和解で解決する手続です。指定された期日までに証拠提出が必要で、判決は分割払いや支払猶予になる場合があります。

過払い金の返還請求なら
債務整理 離婚 相続 他
三田中央事務所
司法書士・土地家屋調査士 **田嶋 徳之**
クレサラ 無料相談 ☎079-561-2050
tajima_to-ki@nifty.com
三田市中央町4-5 三田ビル5F(市役所向かい)
<http://www.sandachuo.com>